

## 第 2 号様式の 3

## 平成 2 7 年度第 1 回法務省総合評価委員会審議概要

開催日及び場所	平成 2 7 年 6 月 5 日 (金) 1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0 法務省大臣官房施設課入札室	
委員	角 田 茂 (大学参事) ※委員長 只 木 誠 (大学教授) 遠 藤 和 義 (大学教授)	
審議対象期間	平成 2 6 年 1 2 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで	
【 工 事 】		(備考)
抽出対象案件	総件数 2 件	
類 高度技術提案型	0 件	
型 標準 I 型	1 件	
標準 II 型	0 件	
簡易型 (一般タイプ)	1 件	
簡易型 (施工実績タイプ)	0 件	
【 業 務 】		(備考)
抽出対象案件	総件数 0 件	
類 標準型	0 件	
型 簡易型	0 件	
委員からの意見 ・質問, それに 対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	具申又は勧告	回 答
	なし	なし

別紙

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>(議題) 総合評価落札方式の実施状況について 特になし。</p> <p>(議題) 抽出案件の審議</p> <p>1 工事抽出案件について</p> <p>(1) 国際法務総合センター（仮称）A工区新  営（機械設備）工事[標準 I 型]</p> <p>    施工体制確認ヒアリングは、全ての参加     者に対して実施しているのか。</p> <p>    ヒアリングはどのように行うのか。</p> <p>    対面ヒアリングにおける評価はどのよう     に行うのか。</p> <p>    総合評価の結果はどこまで公表してい     るのか。</p> <p>    総合評価結果に関する情報公開請求はあ     るのか。</p> <p>    本案件においては、総合評価の評価点が     高かった者が、入札価格が低かった者を評</p>	<p>入札価格が予定価格の制限の範囲を超えた 1 者を除く 5 者に対して、ヒアリングを実施 しています。</p> <p>入札金額が調査基準価格を下回った者に対 しては、低価格入札の調査の際に提出させる 資料に準じた資料の提出を求めた上で、対面 でのヒアリングを実施します。それ以外の者 については、追加資料の提出を求めず、電話 による簡易なヒアリングを行っています。</p> <p>提出された資料の内容について説明を受け ます。特に、資料に不備がある場合には、詳 細な説明を求めます。資料や説明によって施 工体制が確認できなかった場合には、評価点 を加点しません。</p> <p>なお、施工体制評価点の評価基準や施工体 制ヒアリングの実施方法は、入札説明書に記 載しています。</p> <p>各申請者の技術提案の内容は公表していま せんが、評価値は公表しています。</p> <p>行政文書の開示請求がなされた例もありま すが、その場合も、各申請者の技術提案の内 容は不開示としています。</p> <p>引き続き適切に運用してまいります。</p>

価値で逆転して落札している。技術提案の評価点にも各者ごとにばらつきがあり、求める提案の設定も適切に行われたものと思われる。工事の規模も大きいことから、技術提案を求める意義が大いにあるし、総合評価落札方式が効果を発揮した良い事例であると考え。

(2) 加古川刑務所炊場棟等新営（電気設備）  
工事[簡易型（一般タイプ）]

技術提案書を提出したにもかかわらず2  
者が辞退しているのはなぜか。

入札前に辞退した者については、理由の説明を求めていることから、詳細は不明です。入札後に辞退した者については、調査基準価格を下回ったことから、施工体制確認のための追加資料の提出を求めたところ、それを提出できないという理由で辞退しています。

調査基準価格を下回る金額で入札した場合、施工体制確認のための追加資料を提出したとしても、施工体制評価点が低くなるという認識が一般的にあるのではないか。

そのような認識を持っている者もいると思われ。

(議題) その他（報告関係）

1 総合評価落札方式の改正

地域精通度に係る評価について、「近隣施工実績と営業所の関係」及び「協力雇用主としての刑務所出所者等の雇用実績」のどちらか一方で評価するということか。

そのとおりです。

協力雇用主の雇用実績を評価する対象工事を、1億円未満の小規模工事のみとするのはなぜか。

協力雇用主に中小企業者が多いことなどを踏まえ、小規模工事を対象としています。今後の運用等を踏まえ、範囲の拡大についても検討します。

協力雇用主の雇用実績を評価する小規模工事には、現地庁発注の工事も含まれるのか。

現在の運用では、本省発注工事についてのみ総合評価落札方式を実施していることから、現時点では対象外となります。

ただし、今回お示しした総合評価の二極化案における「施工能力評価型」は、書類審査

のみの簡易な評価方式であり、現地庁での導入に向け、検討していきたいと考えています。

海外では、既に、刑務所出所者等の雇用実績を入札時に評価している例がある。この点、日本は遅れていると考えるので、今回の取組には非常に期待している。

一方、このような取組が実際にどのような効果をもたらすか、例えば、目的とした効果は達せられるのか、価格競争が抑えられるのか、入札の執行態様に変化が生じたかなどについては、きちんとモニタリングする必要があるだろう。

また、総合評価方式全体として、今後、市場の状況が変われば、より適切な方法自体が変化することもあり得る。そのためにも継続的なモニタリングは必要だろう。

いずれにせよ、今後も実施状況を教えてほしい。

引き続き実施状況等について定期的に取りまとめ、本委員会において報告します。